

第 7 回懇談会 (H29. 5. 30) の振り返り (各委員の発言から抜粋)

(1) 前回の振り返りについて

→特に補足や修正等のご意見無し

(2) 市民参加のトピックの 2 番目 市民の責務について

「第 5 回懇談会 資料 4 II 市民の責務について」

■ 全般に対する意見

- ・ 後ほど「市民の定義」についても項目で出て来るが、そこに関連して議論すべき。
- ・ 言葉の定義よりもまず、自治基本条例の中で、市民についてどういうことを規定する必要があるのか、規定する必要はないのかの議論から、その内容がどういう言葉の表現が適切か議論すべき。
- ・ 自治基本条例の制定の目的として、行政を縛るもの、かつ、市民自治を促すためのもの、という考え方がある中で、市民の側に「責務」という形で縛りをかけることには違和感がある。

■ 「市民の責務」の「責務」という表現について

- ・ 市民自治を促すということは大事なことだが、「責務」という表現だと、市から何か義務付けられるような印象・疑念を市民の側で抱くのではないか。
- ・ 「市民の責務」という発想が市民発意のものであれば納得もできるが、行政から言われてルールとして規定するには違和感がある。
- ・ 「義務」というとやらされているというイメージを抱きやすいが、「責務」という表現であれば、市民は自治体の主人公であるという意味で使用して違和感はないのではないか。
- ・ 最も表現を弱めて市民の「役割」くらいが妥当ではないか。市民は何かをするべき、と規定するよりも、こういったことができるし、かつ、そうすることが結果的に自分たちのためになるというニュアンスを出せればと思う。
- ・ 市民の、主権者としてのごく当たり前の心構えのようなものを改めて自治基本条例の中に書くかどうかという議論ではないか。
- ・ 市が、市民に対してこういった市民になって欲しいということを自治基本条例という形でルールとして作ることに違和感を覚える。市民が自治の主体として参画するために具体的に必要なことを条例として定めるべきではないか。
- ・ 市民は自治の主体であること、デモクラシーの担い手であることの自覚を述べてはどうか。そうであればそれは冒頭の前文に書くのが適当ではないか。
- ・ 前文に書くこととし、章を起こさないのであれば、「自覚」や「認識する」などの表現になるため、市民の「責務」とするのか「役割」とするのかなどの具体の表現を考える必要がなくなるかもしれない。

■市民の権利について

- ・ 条例の中に権利を箇条書きにして記載おけば、自治体レベルで自分たちが行える権利がどういふものがあるのか、自治基本条例をみれば、わかるというのもいいのではないか。
- ・ 当たり前前を当たり前前書いている自治基本条例があるが、当たり前前が伝わっていない実態がある。当たり前前だから書かなくていい、ということではなく、当たり前前だけ知ってもらうために書いておくという選択肢もある。書き込むことで、市政や議会への参加がより鮮明になるのではないか。

* 「市民の責務」の論点に対する懇談会としての考え方

(1) 「市民の責務」について

△ ア 明示的な規定を置く (11/11)

イ 明示的な規定を置かない (0/11)

※ 前文で置くか、章立てにして本文に置くかの結論は出ていない。

明示的に規定する、とした場合

(2) 「責務」という表現について

責務、責任、義務、役割 … 色々な表現がある。どの意味づけ・表記にするのか。

ア 責務 (8/11)

イ 責任 (1/11)

ウ 義務 (1/11)

エ 責務等 (1/11)

△ オ 役割 (1/11) ※役割の中に、権利と責務が表記されている

※ 本文中に置く場合。前文にしか記載しないのであれば、どの表現にするかの精査は必要ないとする。

(3) 責務としての記載内容

どこまで記載するのか

○ ア 自治の主体であることの自覚 (3/11)

イ 発言と行動内容に責任をもつ (8/11)

○ ウ 公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮する (1/11)

エ 市政の運営に伴う負担の分担 (2/11)

○ オ 豊かな地域社会の実現に努める (5/11)

○ カ お互いの自由と人格の尊重 (3/11)

キ 納税義務、選挙権の行使に努める (3/11)

ク 自主的で自立的な活動を行う (3/11)

(4) 市民の権利との併記について

- ア 「市民の権利」についても規定する。 (10/11)
- イ 「市民の権利」について規定しない。 (1/11)

(5) 権利の記載内容

どこまで記載するのか

- ア 行政サービスを等しく受ける権利 (4/10)
- イ 情報を知る権利 (6/10)
- ウ まちづくり等に参加(参画)する権利 (9/10)
 - ※そのうち政策形成過程に参加する権利 (3/9)
- エ 市政に対して意見を表明する権利 (2/9)
- オ 安心安全な生活を営む権利 (1/10)
 - ※ 具体的にどういった内容を記載するかについての結論は出ていない。

(2) 市民参加のトピックの2番目 協働について

「第5回懇談会 資料4 III協働について」

■協働について

・市民と市政が対等な関係で何か新しい協力関係をつくっていかないとうまく進まないものが増えてきている現状がある。武蔵野市は「武蔵野市市民活動促進基本計画」を策定しており、「協働」について歴史的に熱意をもって取り組んできたこともあるので、基本計画から骨子にあたることを記載することもできるのではないかな。

【協働に関する考え方】資料2より

- ①市民が主権である以上、市民と市が対等の関係にはなりえない。
 - ②さまざまな主体が対等な関係に立ち、それぞれの特性を活かしながら課題解決に向け、お互いに連携・協力していくことが大切
- ⇒①と②で「市民」という言葉の捉え方が異なる。
- ① は全体としての市民②は個々のグループや何かに分かれたときの多様な市民
 - ② の考え方で、「協働」について新しく議論すればよいのではないかな。

【協働における「対等性」とは】

- ・ 協働とは、次の7つの要素で成り立っていると考えられる。
 - ①対等性の確保／ ②自主性の尊重／ ③自律性の確保／ ④相互理解／
 - ⑤目的の共有／ ⑥情報公開／ ⑦パートナーシップ
- 敢えて「対等」という表現を敢えて使用しなくとも、その他の要素をちりばめれば協働について表現できるのではないかな。
- ・ しかし、「対等」という表現を記載することによって市民は「やらされている」という印象を受けづらく、また、市から命令されるものではない、協働は義務ではない、やめることも

できる、という3つが担保されているとも考えられる。

- ・ 市民と市が協力して仕事をするときには、必ずこういう形でなければならないと決めると現実との齟齬が出てくる。色々な協力の形がある、それを「協働」とここで呼んでいるが、それらの「協働」について、できるだけこのような原則でやっていきたいと記載することによって、理念や精神が明確になる（書き方には工夫が必要）。

■ 範囲について

- ・ 「市民の主体的な取組に、市の協力を得るもの」という協働も、十分あるのではないかな。市の協力を得ずとも活動している人や団体もいる。その活動が、逆に市政の施策にまで発展することもあると思うので、特に範囲を狭める必要はないのではないかな。
- ・ 「市民と市がお互いに特性を活かして取り組むもの」が新しい協働の部分であって、増えてくると考えられる、その際に、特性を活かして武蔵野らしく活動できるようにできればいいのではないかな。
- ・ 「市の取り組みに市民の協力を得るもの」で市民が活動させられる場合、市民側にやらされている感があり、苦情にもなる。「市と市民が互いに特性を活かし、協力して取り組むもの」であるということをはっきりと決めるべき（うやむやに市民の協力の部分の負担を増やさない）。

* 「協働」の論点に対する懇談会としての考え方

(1) 明示的な規定を行うかどうか。

- ア 協働について明示的に規定する。(10/11)
- イ 協働について明示的に規定しない。(1/11)

(2) 範囲

- ア 市民の主体的な取組に市が協力 (5/10)
- イ 市民と市とが互いに特性を活かし協力 (5/10)
- ウ 市の取り組みに市民が協力 (0/10)

※ イが典型的な協働だが、敢えて範囲を狭めることもないのではないかというご意見有り

(3) 協働の仕組みづくり

- ア 協働の仕組みづくりについて明示的に規定する。(7/10)
- イ 協働の仕組みづくりについて明示的に規定しない。(3/10)

(4) 市と市民との関係

- ア 協働において市と市民とが対等であると明示的に規定する。(6/10)
- イ 協働において市と市民とが対等であると明示的に規定しない。(4/10)

※(3)及び(4)についての結論は出ていない。s